

蓮田市指定給水装置工事事業者の
申請・届出事務に係るご案内

令和4年5月31日

蓮田市上下水道部水道課

目 次

- 1 指定の新規又は更新申請 P. 1
- 2 給水装置工事主任技術者の選任又は解任 P. 3
- 3 指定事項の変更の届出 P. 4
- 4 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出 P. 5

申請書及び各届出の様式

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書 P. 7
- ・機械器具調書 P. 9
- ・誓約書 P. 10
- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 P. 11
- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 P. 12
- ・指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 P. 13
- ・蓮田市指定給水装置工事事業者確認事項調査票 P. 14

申請書及び各届出の様式 記入例

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書 P. 18
- ・機械器具調書 P. 20
- ・誓約書 P. 21
- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 P. 22
- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 P. 23
- ・指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 P. 24
- ・蓮田市指定給水装置工事事業者確認事項調査票 P. 25

●申請・届出を受付する場所とお問い合わせ先

担 当 : 蓮田市上下水道部 水道課 管理担当

住 所 : 埼玉県蓮田市大字閨戸88番地 (蓮田市浄水場内)

TEL : 048-768-1111 (代表)

営業時間 : 8:30~17:15 (土日、休日、年末年始を除く)

申請、届出の受付は窓口又は郵送にて行っています。ただし、書類に不備があれば受付できないことがあります。(FAX又はEメールでの受付はしていません。)

1 指定の新規又は更新申請

1. 1 新規の指定申請

給水装置工事事業者が、蓮田市内で給水装置工事を行うには水道法第16条の2に定める指定を受ける必要があります。(指定を受けずに給水装置工事を行うことは違法行為です)

新規の指定を希望する場合は、水道法第25条の2に基づき指定の申請を行ってください。

(1) 指定の申請

以下の申請書類に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて申請をしてください。申請書類は窓口で受領するかホームページから印刷又はダウンロードしてください。市は水道法第25条の3に定める指定の基準に適合しているかを審査します。

【申請書類】

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書(水道法施行規則様式第1)
- ② 機械器具調書(水道法施行規則別表)
- ③ 誓約書(水道法施行規則様式第2)

【添付書類】

- ① 選任する給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証の写し(携帯用も可)
- ② 機械器具の写真(機械器具調書に記載したものすべて)
- ③ 事業所の案内図・外観写真
- ④ 法人の場合、定款の写し(直近のもので原本の写しである証明付)
- ⑤ 法人の場合、登記事項証明書(発行日から3か月以内の原本)
- ⑥ 個人の場合、住民票の写し(発行日から3か月以内の原本)

(2) 指定手数料20,000円の納付

申請書類の審査合格後に市が発行する納付書にて期限内に納付してください。

(3) 新規の指定(指定の有効期間は指定日から5年間です)

市が指定手数料の納付を確認した後、原則として申請日の翌月末日に指定されます。(指定日が休日の場合は前営業日となります。)

また、指定後に名称・所在地・代表者・指定の有効期間を記載した指定給水装置工事事業者証が発行されます。

1. 2 指定の更新申請

指定を受けた給水装置工事事業者は、水道法第25条の3の2に基づき指定の有効期間内に指定の更新申請をしない場合は指定が失効します。

市は、有効期間が満了する前に更新申請の受付場所、受付期間、必要書類を記載した案内を送付します。

指定の更新を希望する場合は、受付期間内に指定の更新申請を行ってください。

(1) 指定の更新申請

以下の申請書類に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えて申請をしてください。

申請書類は窓口で受領するかホームページから印刷又はダウンロードしてください。

市は水道法第25条の3に定める指定の基準に適合しているかを審査します。

また、指定の更新申請時には事業運営状況を確認しますので「蓮田市指定給水装置工事事業者確認事項調査票」に記入のうえ、申請書類と一緒に提出してください。

【申請書類】

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（水道法施行規則様式第1）
- ② 機械器具調書（水道法施行規則別表）
- ③ 誓約書（水道法施行規則様式第2）

【添付書類】

- ① 選任する給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証の写し（携帯用も可）
- ② 機械器具の写真（機械器具調書に記載したものすべて）
- ③ 事業所の案内図・外観写真
- ④ 法人の場合、定款の写し（直近のもので原本の写しである証明付）
- ⑤ 法人の場合、登記事項証明書（発行日から3か月以内の原本）
- ⑥ 個人の場合、住民票の写し（発行日から3か月以内の原本）

【提出書類】

- ① 蓮田市指定給水装置工事事業者確認事項調査票

(2) 更新手数料10,000円の納付

申請書類の審査合格後に市が発行する納付書にて期限内に納付してください。

(3) 指定の更新（指定の有効期間は従前の有効期間満了日の翌日から5年間です）

市が更新手数料の納付を確認した後、指定が更新されます。

(4) 指定給水装置工事事業者証の発行と旧指定給水装置工事事業者証の返還

指定の更新後、名称・所在地・代表者・指定の有効期間を記載した新たな指定給水装置工事事業者証が発行されます。受取時に旧指定給水装置工事事業者証（有効期間が満了したもの）を返還してください。

2 給水装置工事主任技術者の選任又は解任

2. 1 給水装置工事主任技術者の選任

指定を受けた給水装置工事事業者は、水道法第25条の4に基づき事業所ごとに技術上の統括者となる給水装置工事主任技術者を選任し、届出書類に必要事項を記入のうえ添付書類を添えて提出してください。

届出書類は窓口で受領するかホームページから印刷又はダウンロードしてください。

【届出書類】

- ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（水道法施行規則様式第3）

【添付書類】

- ① 選任する給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証の写し（携帯用も可）

（1）新規の指定を受けたときの給水装置工事主任技術者の選任

届出書類に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて指定日から2週間以内に提出をしてください。

（2）給水装置工事主任技術者を追加する選任

届出書類に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて遅滞なく提出をしてください。

（3）給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときの選任

届出書類に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて当該事由の発生から2週間以内に提出をしてください。

2. 2 給水装置工事主任技術者の解任

指定を受けた給水装置工事事業者は、水道法第25条の4に基づき事業所ごとの技術上の統括者となる給水装置工事主任技術者を解任する場合は、届出書類に必要事項を記入のうえ遅滞なく提出してください。

届出書類は窓口で受領するかホームページから印刷又はダウンロードしてください。

【届出書類】

- ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（水道法施行規則様式第3）

3 指定事項の変更の届出

3.1 指定事項の変更の届出

指定を受けた給水装置工事事業者は、水道法第25条の7に基づき指定事項（氏名又は名称、住所、代表者の氏名、役員の氏名、給水装置工事主任技術者の氏名・免状番号）に変更があったときは、届出書類に必要事項を記入のうえ、変更内容ごとの添付書類を添えて当該変更のあった日から30日以内に提出をしてください。

【届出書類】

- ① 給水装置工事事業者指定事項変更届出書（水道法施行規則様式第10）

【添付書類】

(1) 氏名又は名称（会社名等）の変更

- ① 法人の場合、定款の写し（直近のもので原本の写しである証明付）
- ② 法人の場合、登記事項証明書（発行日から3か月以内の原本）
- ③ 個人の場合、住民票の写し（発行日から3か月以内の原本）
- ④ 指定給水装置工事事業者証

(2) 事業所の名称又は住所の変更

- ① 法人の場合、定款の写し（直近のもので原本の写しである証明付）
- ② 法人の場合、登記事項証明書（発行日から3か月以内の原本）
- ③ 個人の場合、住民票の写し（発行日から3か月以内の原本）
- ④ 指定給水装置工事事業者証
- ⑤ 新事業所の案内図、外観写真（名称の変更のみの場合は不要）

(3) 代表者の氏名の変更

- ① 法人の場合、定款の写し（直近のもので原本の写しである証明付）
- ② 法人の場合、登記事項証明書（発行日から3か月以内の原本）
- ③ 個人の場合、住民票の写し（発行日から3か月以内の原本）
- ④ 指定給水装置工事事業者証

(4) 役員の変更（法人のみ）

- ① 定款の写し（直近のもので原本の写しである証明付）
- ② 登記事項証明書（発行日から3か月以内の原本）
- ③ 誓約書（役員の辞任のみの場合は誓約書は不要）

(5) 選任済みの給水装置工事主任技術者の氏名・免状番号の変更

- ① 給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証の写し（携帯用も可）

4 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

4. 1 廃止、休止、再開の届出

指定を受けた給水装置工事事業者は、水道法第25条の7に基づき給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の時は届出書類に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて提出をしてください。

届出書類は窓口で受領するかホームページから印刷又はダウンロードしてください。

【届出書類】

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（水道法施行規則様式第11）

【添付書類】（廃止、休止の場合のみ）

- ① 指定給水装置工事事業者証

（1）廃止の届出

指定を受けた給水装置工事事業者は、給水装置工事事業者の事業を廃止したときは届出書類に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて当該事由の発生から30日以内に届出をしてください。

なお、廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事事業者の事業を行う場合には、新たに指定の申請をする必要があります。

（2）休止の届出

指定を受けた給水装置工事事業者は、給水装置工事事業者の事業を休止したときは届出書類に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて当該事由の発生から30日以内に届出をしてください。

（3）再開の届出

休止の届出をした給水装置工事事業者は、給水装置工事事業者の事業を再開したときは届出書類に必要事項を記入のうえ、当該事由の発生から10日以内に届出をしてください。

～申請書及び各届出の様式～

指定給水装置工事事業者指定申請書

蓮田市水道事業
蓮田市長 宛て

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

蓮田市水道事業
蓮田市長 宛て

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

蓮田市水道事業
蓮田市長 宛て

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 解任 の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

蓮田市水道事業
蓮田市長 宛て

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者 廃止
休止 届出書
再開

蓮田市水道事業
蓮田市長 宛て

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の廃止
休止の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

蓮田市指定給水装置工事事業者確認事項調査票

氏名又は名称

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

- 1 日本水道協会埼玉県支部が主催する広域研修会・指定給水装置工事事業者研修会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 不可）
年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

- 2 指定給水装置工事事業者の業務内容

（1）休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）	（公表： 可 不可）
休業日： 営業日： 営業時間： 修繕対応時間：	
（2）漏水等修繕対応の可否	（公表： 可 不可）
（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）	
<ul style="list-style-type: none"> ・対応可（対応可能箇所に○を付けてください。） ・屋内給水装置の修繕 ・埋設部の修繕 ・その他（ ） ・対応不可 ・その他（ ） 	
（3）対応工事種別：該当部に○をつけて下さい。	（公表： 可 不可）
<ul style="list-style-type: none"> ・配水管からの分岐～水道メーター（ 新設 改造 ） ・水道メーター ～宅内給水装置（ 新設 改造 ） 	
（4）その他（HPアドレス、メールアドレス等）	（公表： 可 不可）

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※公表を可としていても公表しないことがあります。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに蓮田市上下水道部水道課にその旨を届け出るようお願いいたします。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）（公表：可 不可）		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証・修了証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表を可としていても公表しないことがあります。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、 給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	保有している資格等※ 下記欄外の①～④の番号を参照	工事 年度

上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)(公表:可 不可)

※以下に示す保有資格等(番号)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者等
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表を可としていても公表しないことがあります。

～申請書及び各届出の様式～

記入例

指定給水装置工事事業者指定申請書

蓮田市水道事業 蓮田市長 宛て

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称 **はすだ水道株式会社**

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号**

代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**

（個人の場合は「水道太郎」のみ）

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名										
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">代表取締役</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">スイドウ 水道</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">タロウ 太郎</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td style="text-align: center;">スイドウ 水道</td> <td style="text-align: center;">ハナコ 花子</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td style="text-align: center;">スイドウ 水道</td> <td style="text-align: center;">イチロウ 一郎</td> </tr> </table>	代表取締役	スイドウ 水道	タロウ 太郎	取締役	スイドウ 水道	ハナコ 花子	監査役	スイドウ 水道	イチロウ 一郎	<p>※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役、監査役等の全員の役職と氏名を記入してください。</p> <p>※合名・合資会社では、業務執行社員の氏名となります。</p> <p>※個人の場合は、記入不要です。</p>
代表取締役	スイドウ 水道	タロウ 太郎								
取締役	スイドウ 水道	ハナコ 花子								
監査役	スイドウ 水道	イチロウ 一郎								
事業の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. さく泉及び配管工事 2. 給排水衛生設備工事 3. 上記に付帯する一切の業務 	<p>※法人の場合は、定款もしくは登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容をすべて記入してください。</p> <p>※個人の場合は、「水道工事業」「管工事業」「給排水設備工事業」等給水装置にかかわる事業を記入してください。</p>								
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり									

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

<p>※主たる業務を行う事業所の名称(本店又は登記されている支店・営業所)を記入してください。</p>	<p>はすだ水道株式会社 〒000-1234 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 TEL FAX</p>
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事 給水装置工事主任技術者の氏名</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p>
<p>※事業所の郵便番号・住所・電話番号・FAX番号を記入してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>スイドウ タロウ 水道 太郎</p> <p>※免状のとおり記入してください。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第〇〇〇〇〇号</p> <p>※算用数字で記入してください。</p> </div> </div>	

<p>当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称</p>	
<p>上記事業所の所在地</p>	
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p>

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

器具の種類（4種類）ごとに記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ		1台	
	パイプカッター	手動式	1丁	
	その他の管の切 断用の機械器具		1式	
管の加工用の 機械器具	やすり		1丁	
	パイプねじ切り 器	電動式	1台	
	その他の管の加 工用の機械器具		1式	
接合用の機械器具	トーチランプ	手動式	1台	
	パイプレンチ	手動式	1丁	
	その他の接合用 の機械器具		1式	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	エンジン式	1台	
※調書に記入した機械器具の写真を添付してください。				

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

氏名又は名称 はずだ水道株式会社

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

蓮田市水道事業 蓮田市長 宛て

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

蓮田市水道事業 蓮田市長 宛て

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※不要な文字を二重線で消してください。

はすだ水道株式会社

届出者 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

代表取締役 水道 太郎

水道法第2.5条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 解任 の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	はすだ水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
※不要な文字を二重線で消してください。		
水道 太郎	第〇〇〇〇〇号	〇〇年〇〇月〇〇日
※免状のとおり記入してください。	※算用数字で記入してください。	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

蓮田市水道事業 蓮田市長 宛て

令和〇〇年〇〇月〇〇日

はすだ水道株式会社

届出者 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

代表取締役 水道 花子

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ハスダスイドウ 株式会社 はすだ水道		
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ ハナコ 代表取締役 水道 花子		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
※変更する箇所のみ記入してください。数字は算用数字で記入してください。			
氏名又は名称	はすだ水道株式会社	株式会社 はすだ水道	〇〇年〇月〇〇日
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	△△市△△町△丁目△△番△△号	〇〇年〇月〇〇日
事業所の名称	はすだ水道株式会社	株式会社 はすだ水道 関東支社	〇〇年〇月〇〇日
事業所の住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号	△△市△△町△丁目△△番△△号	〇〇年〇月〇〇日
代表者氏名 役員の氏名	代表取締役 水道 太郎 監査役 水道 一郎	代表取締役 水道 花子 監査役 水道 次郎	〇〇年〇月〇〇日 〇〇年〇月〇〇日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者 ~~廃止~~ ~~体止~~ 届出書 ~~再開~~

蓮田市水道事業 蓮田市長 宛て

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※不要な文字を二重線で消してください。

はすだ水道株式会社

届出者 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

代表取締役 水道 太郎

~~廃止~~

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の ~~体止~~ の届出をします。

~~再開~~

フリガナ 氏名又は名称	ハダスイドウカブシカイシャ はすだ水道株式会社
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 代表取締役 水道 太郎
(廃止・体止・再開) の年月日	※不要な文字を二重線で消してください。
(廃止・体止・再開) の理由	※ <u>廃止・体止・再開の理由</u> を記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

蓮田市指定給水装置工事事業者確認事項調査票

氏名又は名称 **はずだ水道株式会社**
 〒000-1234
 郵便番号、住所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号**
 代表者氏名 **代表取締役 水道太郎**
 電話番号 **000-123-XXXX**

1 日本水道協会埼玉県支部が主催する広域研修会・指定給水装置工事事業者研修会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）	
令和〇年	〇月 〇〇日
未受講	
（未受講の場合、その理由）※ 非公表	

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

（1）休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）	
休業日：土日祝日 営業日：月～金 営業時間：8時～17時 修繕対応時間：9時～15時	
（2）漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可） （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）	
<ul style="list-style-type: none"> ・対応可（対応可能箇所に○をつけてください。） ・屋内給水装置の修繕 ・埋設部の修繕 ・その他（) ・対応不可 ・その他（) 	
（3）対応工事種別：該当部に○をつけて下さい。（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）	
<ul style="list-style-type: none"> ・配水管からの分岐～水道メーター（新設 <input checked="" type="radio"/>改造 <input type="radio"/>） ・水道メーター～宅内給水装置（新設 <input checked="" type="radio"/>改造 <input type="radio"/>） 	
（4）その他（HPアドレス、メールアドレス等）（公表： <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可）	
緊急連絡先 〇X〇-XXXX-〇〇〇〇	
メールアドレス XXXX@〇〇〇〇	

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※公表を可としていても公表しないことがあります。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに蓮田市上下水道部水道課にその旨を届け出るようお願いいたします。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
水道太郎	給水工事技術振興財団 eラーニング	平成〇年〇月〇日
水道花子	自社内研修 給水装置に関する研修	令和〇年〇月〇日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可）		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証・修了証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表を可としていても公表しないことがあります。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	保有している資格等※ 下記欄外の①～④の番号を参照	工事年度
水道太郎	○	①	令和〇年
水道花子	○	③	令和〇年
水道次郎	○	④	令和〇年
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)			

※以下に示す保有資格等(番号)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者等 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表を可としていても公表しないことがあります。

